

## 道立江差病院だより ☎0139-52-0036

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

### 外来診療体制・9月の診療予定

総合診療内科	午前 月から金曜日(午前11時までの受付)
発熱外来	午後 月から金曜日(午前8時45分~午後1時 電話受付、午後1時30分~診察)(完全予約制) 熱や咳などの症状のある方は来院前に必ずお電話ください。
整形外科	午前 月、火、木、金曜日 午後 水、金曜日(午前、午後診療いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月から金曜日(初診は月、火、木、金曜日、水曜日の再診は予約のみ) 午後 月、木、金曜日(初診は月、金曜日、木曜日の再診は予約のみ)
消化器内科	午前 5日(火)、12日(火)、26日(火)(午前11時までの受付) 再診のみ、完全予約制 午後 6日(水)、13日(水)、14日(木)、27日(水)
呼吸器内科	午前 金曜日(午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 1日(金)、15日(金)、29日(金)
総合診療(外科)	午前 火から木曜日
外科	午前 8日(金)(午前11時までの受付)
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日(午後3時~午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日(初診は完全予約制) 午後 月、火、木曜日(完全予約制)
産婦人科	午前 19日(火)、26日(火)(午前11時までの受付) 午後 19日(火)、26日(火)
耳鼻咽喉科	午前 5日(火)、6日(水)、14日(水)、19日(火)、20日(水)、28日(水)(午前11時までの受付) 午後 13日(水)、27日(水)
眼科	午前 7日(水)、21日(水)(予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 6日(水)、20日(水)、27日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。事前に病院にご確認の上、受診してください。  
※診療受付時間  
午前・・・8時00分～11時30分(初診の方は、9時00分～)  
午後・・・1時00分～2時30分  
予約受付時間(定期患者のみ) 午後1時00分～午後4時00分

### 江差地域訪問看護ステーション入居について

今般、南檜山圏域の在宅医療の推進などを図るため、圏域で唯一の訪問看護ステーションである「江差地域訪問看護ステーション」が本年9月15日(金)に当院へ入居することとなりましたので、お知らせします。

【サービス地域】 江差、上ノ国、厚沢部  
【営業時間】 平日9:00~17:15  
【入居の主なメリット】

- ・紹介患者の通院・退院時に、直ちに訪問看護ステーションと利用調整が可能となり、患者の利便性が向上
- ・双方の職員の業務負担が軽減し、円滑な連携が図られる

#### 【運営方針】

要介護者などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるよう支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスなどとの綿密な連携をはかり、総合的なサービス提供に努めるものとする。

#### ★佐藤所長からひとこと★

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。このたび、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団江差地域訪問看護ステーションは、道立江差病院4Fへと移転することとなりましたので、ご案内申し上げます。スタッフ一同、より一層精励し事業所関係各所の皆様との連携を行い、地域の皆様のご期待に沿う所存です。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

所長 佐藤 麻美

★★★発熱外来について★★★ 看護職員等募集しております。詳しくは病院局のWebまたは下のQR(二次元バーコード)へ

熱やせき、のどの痛みなどかぜ症状がある方は**来院前に必ずお電話ください**。(受付時間:8:45~13:00)

感染症検査については、まん延時、医療体制の維持を目的として重症化リスクの高い患者様に限定した検査体制となることがありますのでご了承願います。



法テラス

お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第160号)  
TEL 050-3383-5563

#### 意思決定支援 くそれはいったい誰のため？

最近「意思決定支援」という言葉が少しずつ浸透してきました。自己決定に困難を抱える方にとって最善の決定を目指す行為とでもいいたしうか。私も意思決定支援を行う場面に遭遇することがあるのですが、これが意外と難しいのです。

例えば、認知症が進んできたため、頻繁に火の消し忘れや訪問販売被害がある独居の方の支援をしています。周囲で支援する人たちとしては、グループホームに入居するのがよいと考えたとしても、本人が「家にいたい。」と言えば、無理やり入居させるわけにはいきません。しかし、独居を続けなければいつ火事になるかわかりませんし、訪問販売被害も増えるでしょう。なんとか説得し、本人が渋々了承してくれたとしても、後々「やっぱり帰りたい」というでしょうし、本人が自分のことを決められないというのは、「自己決定権」という憲法に根拠がある権利の観点からも好ましくありません。

ではどうしたらよいのでしょうか。正解があるわけではありませんが、私ならまず、本人に家にいたい理由を聞きます。ひよっとしたら家にいるのが目的なのではなく、何かほかに目的があり、その手段として「家にいたい」と言っているのかもしれない。その場合は、別の手段を提示することで、本人はグループホームへの入居を快諾するかもしれません。

この快諾までの過程が意思決定支援にあたります。意思決定支援の難しいところは本人の真意を探ることも然ることながら、途中で何が「本人にとって最善」なのかわからなくなることなのです。この「嫌だ」は真意なのか？条件付きなのではないか？そもそも本人が「嫌だ」と言っているのに決行することが本人のためなのか？

そんな風に色々考えつつ、本人の権利保護と自己決定の調和がとれるポイントを探っています。有難迷惑と思われぬようにするには、案外大変なのです。

相談のご予約は050-3383-5563までお願いします。  
(法テラス江差弁護士 松田 明子)

\*~南部松山衛生処理組合からお知らせ\*

問い合わせ先: 南部松山清掃センター ☎0139-53-6301

9月23日(土)は休日のため施設へのごみの搬入はできません。

